22 申告書作成チェックポイント

令和7年度労働保険料申告書の記入が終わりましたら、このチェックポイントで、もう一度ご確認ください。

＜賃金総額の計算について＞

□　賞与、その他臨時の賃金の算入漏れはありませんか？

□　通勤手当等の交通費（非課税分、現物支給の定期代等を含む。）の算入漏れはありませんか？

□　パート・アルバイトなど短時間労働者の賃金の算入漏れはありませんか？

□　季節労働者の賃金の算入漏れはありませんか？

□　日雇労働者の賃金の算入漏れはありませんか？（印紙保険料の他に一般保険料の納付も必要です。）

□　年度途中退職者の賃金の算入漏れはありませんか？

□　同居の親族など、労働者ではない方への賃金を誤算入していませんか？

□　事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか？

※法人の役員の取扱いについてはP.12でご確認下さい。

＜申告書の作成について＞

□　常時使用労働者数（④欄）、雇用保険被保険者数（⑤欄）は記入しましたか？

□　労災保険率・雇用保険率の適用に誤りはありませんか？

□　賃金総額（⑧・⑫欄）について、1,000円未満は切り捨てられていますか？

□　保険料・一般拠出金額（⑩・⑭欄）について、１円未満は切り捨てられていますか？

□　概算保険料が40万円未満なのに、延納の申請をしていませんか？

□　概算保険料の延納を希望する場合に、延納の申請（⑰欄）に“３”を記入していますか？

□　法人番号（㉛欄）を記入しましたか？（既に印字されている場合、改めての記入は不要です。）

□　事業の廃止をする場合、事業廃止等年月日（③欄）及び事業廃止等理由（㉔欄）が記入されていますか？

＜その他＞

□　各労働者について、雇用保険の加入漏れはありませんか？

※保険料を納付していただいても、雇用保険資格取得届を公共職業安定所（ハローワーク）に提出していない場合、雇用保険に加入していないことになります。